現するためには，選挙の仕組み自体の抜本的な見直しが必要とされる。そして，こうした制度の見直しは，二院制の下における参議院の役割，在り方を踏まえた，それにふさわしい，バランスの取れたものであることが求められるから，国会に対して，この判決の趣旨に沿った法改正の立案・審議のため，一定の時間的猶予を認めざるを得ず，本件選挙までの間に本件定数配分規定を更に改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものとまでいうことはできないものであり，今直ちに違憲判断をすることは相当でない。

裁判官中川了滋の反対意見は，次のとおりである。

私は，本件定数配分規定は憲法に違反するものであり，本件選挙は違法であると考える。その理由は次のとおりである。

1　多数意見は次のとおり述べる。①　憲法は，選挙権の内容の平等，換言すれば，議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等，すなわち投票価値の平等を要求していると解される。②　しかしながら，憲法は，どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の裁量にゆだねているのであるから，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する唯一，絶対の基準となるものではなく，参議院の独自性など，国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において，調和的に実現されるべきものである。それゆえ，国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り，それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても，憲法に違反するとはいえない。

私は，以上の点については賛成するものである。したがって，国会の定めた本件定数配分規定が国会の裁量権の行使として合理性を是認し得るものであるかどうかが問われなければならない。

2　多数意見は，参議院議員の選挙制度の仕組みは，憲法が二院制を採用し参議院の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせようとしたこと，都道府県が歴史的にも政治的，経済的，社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえ得ること，憲法46条が参議院議員については３年ごとにその半数を改選すべきものとしていること等に照らし，相応の合理性を有するものであり，国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えているとはいえないとする。そして，社会的，経済的変化の激しい時代にあって不断に生ずる人口の変動につき，それをどのような形で選挙制度の仕組みに反映させるかなどの問題は，複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要するものであって，その決定は，基本的に国会の裁量にゆだねられているものであるとした上，本件選挙当時において選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差が１対4.86であったとしても，国会において定数較差の問題について今後も検討が行われることとされていること，現行の選挙制度の仕組みを大きく変更するには相応の時間を要するから本件選挙までにそのような見直しを行うことは困難であったこと等の事情を考慮すれば，本件選挙までの間に本件定数配分規定を更に改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものということはできないとして，本件選挙当時において本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできないとする。

確かに，現行法制下での参議院議員の選挙制度は，創設された当初から，都道府県を選挙区とし，半数改選制への配慮から，各選挙区につき，最小限を２人とする偶数の議員定数を配分する制度を採用してきているところ，このような都道府県単位の選挙区設定及び定数偶数配分制には上記のような一定の合理性を認めることができる。しかし，憲法は二院制と３年ごとの半数改選を定めているにすぎず，都道府県単位の選挙区設定及び定数偶数配分制は憲法上に直接の根拠を有するものではない。そして，参議院議員の定数配分については，その後当初の人口分布が大きく変わり，それに伴う人口比例による配分の改定が適宜行われなかったこともあって，最大較差１対6.59まで拡大したこともあり，そのような較差は，当審判決により，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態と判断された。ところが，その後２回にわたる定数改正があったにもかかわらず，本件選挙当時にはなお１対4.86の最大較差があったものである。上記１①のとおり，投票価値の平等を憲法の要求であるとする以上，そのような較差が生ずる選挙区設定や定数配分は，投票価値の平等の重要性に照らして許されず，これを国会の裁量権の行使として合理性を有するものということはできないと解するべきである。このような較差が生じている不平等状態は違憲とされるべきものと考える。

3　以上によれば，本件定数配分規定は違憲であるが，国会による真摯かつ速やかな是正を期待し，事情判決の法理に従い本件選挙を違法と宣言するにとどめ，無効とはしないものとするのが相当である。

裁判官那須弘平の反対意見は，次のとおりである。

1　国民が議会構成員を選挙するについては，１人１票の原則を基本とすべきであるから，ある選挙人に与えられる投票の価値が他の選挙人に与えられる投票の価値の２倍以上となる事態は極力避けなければならない。この理は，憲法14条（法の下の平等），15条３項（普通選挙の保障）及び44条ただし書（議員選挙における差別禁止）の各規定から当然に導かれるものであって，憲法47条が議員選挙に関する事項を法律に委任しているからといって，特に変更を受けるものではない。多数意見が「累次の大法廷判決の趣旨とするところ」として要約する基本的な判断枠組みは適切なものであるが，この枠組み自体は上記１人１票の原則を否定するものではなく，むしろこれを当然の前提としていると解される。この前提に立つと，今回の訴訟で問題とされている選挙区間の投票価値の最大較差１対4.84ないし4.86という数値が１票の価値の不平等を示すものでこそあれ，平等を裏付けるものではあり得ないという判断に行き着くのはむしろ当然のことである。

2　それでは，選挙区間の投票価値に上記の較差があるからといって，直ちに「違憲」という結論を導き出してよいかというと，問題はそれほど単純ではない。

私は，これまでの多くの訴訟の中で投票価値の較差を示すものとして用いられてきた数値が平等・不平等の実態を適正に反映しているか，また，その較差を是正する具体的・現実的な方法として何が考えられるかについて，根本に立ち戻って点検する必要があると考える。そのための一つの手法として，考察の対象を選挙区だけに限定せず，比例代表選挙の定数にも広げることが考えられる。すなわち，

⑴　参議院議員の選挙において，各選挙人は選挙区選出議員を選ぶのに１票，比例代表選出議員を選ぶのに１票と，二つの投票を行う。参議院議員選挙における各選挙人の政治的意思は，この二つの投票行動が相まって表明されるものとなっている。選挙区選挙と比例代表選挙は決して無関係な２個の選挙がたまたま同時に行われるというものではなく，被選挙人の定数（選挙区146人，比例代表96人），選出母体となる区域（選挙区は都道府県単位，比例代表は全国を通じ一つ）等についてそれなりの関係づけをし，一体のものとして設計され運用されている。選出された議員も，選挙区から選出された者であると比例代表から選出された者であるとを問わず，ひとしく参議院の構成員として何らの区別もなく立法活動に携わることになる。したがって，参議院議員選挙における投票の価値を考えるのに，選挙区における投票と比例代表における投票とを一体のものと見て，両者を総合して計算することはごく自然なことである。

⑵　比例代表選挙は全都道府県を通じて一つの単位として投票が行われるから各選挙人の投票価値に差はない。したがって，これを選挙区選挙の投票価値と合わせて計算すれば，選挙区選挙だけの場合に比べて較差はかなり緩和されたものとなる。詳細は平成18年大法廷判決（多数意見３項掲記の平成18年10月４日判決）における私の補足意見の中で指摘したとおりであるから省くとして，結論だけ見れば，前回選挙では，最も投票価値の低い東京都を１とした場合，最大較差は鳥取県の2.89であった。本件選挙について同様な方法で計算すると，最も投票価値の低い神奈川県を１とした場合，最大較差は鳥取県の2.83となる。この較差は前回よりわずかに縮小しているが，投票価値の平等という点で問題であることに違いはなく，この較差を少なくとも１対２未満に収める必要があることは前述のとおりである。

3　最大較差が１対２未満の範囲内に収まることが望ましいとしても，参議院議員選挙における現行の選挙制度の仕組みを前提とする限り，較差の大幅な縮小を図ることが難しいという問題はこれまでの参議院議員選挙をめぐる訴訟でしばしば指摘されてきた。しかし，視野を比例代表の定数にまで拡大し，最大較差についても比例代表を合わせて計算すると，状況はかなり変わったものとなる。